

議 事 日 程

令和6年9月19日(木)
午前10時開議

諸般報告

日程第1 第62号議案から第74号議案まで(13件) および報告第20号から報告第32号まで(13件)ならびに発議第15号(1件)

(各議案に対する質疑および県政全般にわたる質問)

日程第2 請願について

日程第3 予算決算特別委員会への権限の付与について

発 言 者

発 言 順 序

- (1) 渡 辺 竜 彦 議 員
- (2) 田 中 宏 典 議 員
- (3) 山 岸 みつる 議 員
- (4) 三 田 村 輝 士 議 員
- (5) 田 中 三 津 彦 議 員
- (6) 斉 木 武 志 議 員
- (7) 細 川 かをり 議 員
- (8) 笹 原 修 之 議 員

第434回定例会一般質問発言一覧(2日目)

9月19日(木)

会派名	氏名	説明を求め る者の職・氏名	発言要旨	質問 時間帯	TV放映 時間帯
自民党 福井県議会	渡辺竜彦 〔分割〕	知事および 関係部局長	1 道の駅について 2 有害鳥獣対策について 3 「福井百歳やさい」三年子らっきょについて 4 文化芸術を振興する取組について 5 その他	10:00 10:40	
自民党 福井県議会	田中宏典 〔分割〕	知事および 関係部局長	1 使用済燃料の県外搬出について 2 共創会議と原子力政策について 3 地方創生・人口減少対策について 4 その他	10:40 11:20	
ふくいの党	山岸みつる 〔分割〕	知事および 関係部局長	1 物価高騰に伴う行政予算の適切な伸び 2 教育大綱案への視点の付け足し 3 子どもの自己肯定感の調査と改善施策 4 母乳バンクの啓発と支援(ふくい高校生県議会より) 5 一人親家庭や多胎児の子育て支援拡充 6 その他	11:20 12:00	
休 憩 (60分)					
民 主 み ら い	三田村輝士 〔分割〕	知事および 関係部局長	1 学校給食の充実について 2 認知症高齢者への支援について 3 その他	13:00 13:40	
自民党 福井県議会	田中三津彦 〔一括〕	知事および 関係部局長	1 補助金請求手続の不備について 2 水道管の耐震化状況緊急点検について 3 この冬の雪対策について 4 道路排水溝などのグレーチング盗難への対応について 5 北陸新幹線県内開業効果の持続化について 6 民生委員の選任要件緩和について 7 北陸3県の情報発信拠点「HOKURIKU+」について 8 その他	13:40 14:20	
越前若狭の会	齊木武志 〔分割〕	知事および 関係部局長	1 国庫補助申請忘れについて 2 ハピライン鯖江・武生～敦賀間の増便について 3 新幹線ルートについて 4 電気料金抑制について 5 三十三間山風力発電計画について 6 その他	14:20 15:00	
休 憩 (15分)					
越前若狭の会	細川かをり 〔分割〕	知事および 関係部局長	1 気候変動対策と施設維持管理コストの最適化 2 能登半島地震と復旧状況を見て 3 観光と掃除・片付け 4 武生商工高校について 5 ブラジル日系4世のビザ制度について 6 その他	15:15 15:55	
自民党 福井県議会	笹原修之 〔分割〕	知事および 関係部局長	1 北陸新幹線福井開業後の観光政策について 2 カーボンニュートラルに向けた福井港の利活用について 3 街路樹の維持管理における緑地行政について 4 その他	15:55 16:35	

第434回定例会議案付託表

【知事提出議案】

議案番号	件 名	付託委員会名
第62号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算（第2号）	予算決算
第63号議案	令和6年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）	予算決算
第64号議案	令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算
第65号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算
第66号議案	福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正について	総務教育
第67号議案	損害賠償額の決定および和解について	土木警察
第68号議案	県有財産の取得について	総務教育
第69号議案	県有財産の取得について	総務教育
第70号議案	道路改良工事請負契約の締結について	土木警察
第71号議案	吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）請負契約の変更について	土木警察
第72号議案	港湾機能施設整備工事請負契約の締結について	土木警察
第73号議案	令和5年度福井県歳入歳出決算の認定について	予算決算
第74号議案	令和5年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について	予算決算

【議員提出議案】

議案番号	件 名	付託委員会名
発議第15号	使用済燃料の搬出期限に関する条例(案)	厚生

第434回 定例会 請願文書表

福 井 県 議 会

受理番号	件名 【紹介議員】	付託 委員会
請願第4号	<p>再審法改正を求める意見書提出に関する請願 【田村康夫、西本正俊】 (請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国へ再審法改正を求める意見書を提出すること。 	総務教育
請願第5号	<p>新型コロナワクチン接種の任意性と健康被害救済制度の実績について県民に十分な周知を行うように求める請願 【藤本一希】 (請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナワクチンの定期接種では接種の努力義務がない旨を周知すること。 2 新型コロナワクチンの定期接種に係る通知とともに、健康被害救済制度の実績を併せて県民に周知すること。 3 副反応疑い報告制度の報告方法や、予防接種健康被害救済制度の利用方法について、本人や保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。 	厚生

再審法改正を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

やってもいない犯罪で有罪とされる「冤罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害である。このような冤罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいる。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たる。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にある。このように、「再審のルール」が存在しないことから、冤罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じている。これでは適正・公平な裁判とはいえない。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害を救済するための大きな原動力となっている。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人(元被告人)の無実を示すものが含まれていることも少なくない。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる(開示させる)ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人(元被告人)の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、冤罪被害が救済されないことも起こり得る。このような不正義を放置しておくことはできない。

しかも、いったん裁判所が冤罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっている。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎない。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになるので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではない。

冤罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、冤罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいるし、大崎事件(97歳)や袴田事件(88歳)のように、相当の高齢となっている方もいる。このように、冤罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情である。

そこで、日本弁護士連合会は、2023年(令和5年)6月16日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択した。また、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われている。

冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正にはもはや時間の猶予はない。以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考える。

この間、2024年(令和6年)3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況である。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつある。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していない。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要である。

そして、全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年(令和6年)4月の時点で、既に7道府県議会を含む260を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されている。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えている。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えている。

そこで、下記のとおりに請願する。

記

国へ再審法改正を求める意見書を提出すること。

2 提出者

福井弁護士会 会長 堺啓輔

3 紹介議員

田村康夫、西本正俊

4 受理年月日

令和6年9月4日

請願第5号

新型コロナワクチン接種の任意性と健康被害救済制度の実績について 県民に十分な周知を行うように求める請願

1 趣 旨

新型コロナワクチン接種の任意性と健康被害救済制度の実績について県民に十分な周知を行うように求める。

2 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となり、感染症として危険性が最も低い分類とされた。

新型コロナウイルスは変異を繰り返し感染した場合の重症化率は低くなっており、厚生労働省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和4年8月時点で季節性インフルエンザを下回っている。

その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。また、上気道からの感染の場合、感染の防御は粘膜免疫で行われ、ワクチンで生成された抗体による防御はあまり有効ではないともされる。

令和6年10月より、65才以上において新型コロナワクチンの定期接種が始まろうとしている。

新型コロナワクチンは予防接種健康被害救済制度において、令和6年8月23日現在で認定件数7,835件に上り、認定件数のうち、死亡一時金または葬祭料が777件、全体として審査未了は1,604件に上る。

平成21年から申請受付が始まったインフルエンザワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請状況においては令和3年末時点で認定件数191件、うち、死亡一時金または遺族年金等25件、障害年金27件、障害児養育年金0件と、3年余りでインフルエンザワクチンの健康被害を大きく上回っている。

令和6年7月31日時点での福井県内での新型コロナワクチンに関する同制度の状況は、通達件数が63件、認定件数46件、否認件数9件、保留・審議待ち8件となり、そのうちの死亡に関する通達件数が9件、認定件数が5件、否認件数が1件、保留・審議待ちが3件となっている。

ウイルスが変異を繰り返し、重症化率が低下した今、感染のリスクに対し新型コロナワクチンの安全性の担保が不十分である。

また、県民が感染症対策と予防接種について適切に判断を行うためには、感染症に対する多面的な情報、ワクチンの不都合な反応も含めた多面的な人体への影響、ワクチンの多面的な実証実験の結果について、福井県庁は県民に対し十分な情報提供を行うべきである。

以上により、県におかれては、新型コロナウイルスワクチンに関して、下記の事項を実施するよう請願する。

- 1 新型コロナワクチンの定期接種では接種の努力義務がない旨を周知すること。
- 2 新型コロナワクチンの定期接種に係る通知とともに、健康被害救済制度の実績を併せて県民に周知すること。
- 3 副反応疑い報告制度の報告方法や、予防接種健康被害救済制度の利用方法について、本人や保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。

2 提出者

コロナワクチン専門調査会 代表 有場崇人

3 紹介議員

藤本一希

4 受理年月日

令和6年9月9日